

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

一括徴収記載例

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

愛川町長 殿		住所(居所) 又は所在地 〒012-3456 〇〇県XX市△△1-2-3	
XX年〇〇月△△日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名 株式会社 OX商事 又は名称 代表取締役 特徴 太郎	
		個人番号又は法人番号 / / / / / / / / / / / / / / / /	
給与所得者			
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額) 円
123456	氏名	鈴木 一郎 [旧姓]	140,000
生年月日	昭和 平成 50年 1月 1日		(イ) 徴収済額 円
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		6月から 9月から 8月まで 5月まで
1月1日現在の住所	愛川町 △△1-2-3		円
給与の支払を受けなくなった後の住所			35,600
			(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円
			104,400
			異動年月日 XX・8・31

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
① 異動が XX年 12月 31日 までで、申出があったため (8月25日申出)	9・20	104,400 円	104,400 円
2. 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		円	
給与所得者確認		円	

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

- 2(普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が100万円以下)
- 3(普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
- 4(普E) (個人事業主のみ対象)

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※町処理欄		
特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとに異なります
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000	(内線 123)
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死 ⑦ 会社 ⑧ 住所	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 1月以降は必須	円 1,200,000
	月分で納入 (月 日納期分)	控除社会保険料額 円 60,000

※町記入欄

御注意
 1 黒のボールペン又はブルーボールペンで記入してください。
 2 転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし「給与所得者の個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また「前勤務先が個人事業主の場合」(給与支払者)は「給与支払者」の欄の個人番号は記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所(納税地)の市町村長に送付してください。
 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することを義務づけられています。